台風等による講座の「中止」について

１　開催当日の「午前８時」の時点で、会場となる市町村において、次のいずれかの(特別)警報が発表された場合は、**開催を中止**します。

➀　大雨(特別)警報かつ洪水警報

　　　　　➁　暴風(特別)警報

２　開催を中止する場合は、当日の午前９時までに京都府保育協会**ホームページ「子育て支援員養成講座」で周知**します。

３　**開催が中止となった講座**については、日程を調整のうえ、後日

開催することとします。

４　講座開催の場合であっても、**個別の事情** (地域の危険度や交通手段の状況等) により、やむを得ず欠席された場合は、別途相談させていただきます。

　　　　　 一般社団法人 京都府保育協会　電話　075-223-8960